

宿泊税 特別徴収事務の手引き



盛岡市

目次

第1章	宿泊税について	1
1.	宿泊税の目的	1
2.	宿泊税の徴収	1
第2章	宿泊税の仕組み	2
1.	宿泊税の手続きの流れ	2
2.	課税客体・納税義務者	3
3.	税率	5
4.	宿泊料金の考え方	5
4.	課税免除	7
第3章	特別徴収義務者の申告・変更等	8
1.	特別徴収義務者の申告	8
2.	特別徴収義務者の申告事項の変更	9
3.	経営の休止・再開・廃止	9
4.	申告書等の提出方法	10
第4章	宿泊税の申告納入	11
1.	申告納入	11
2.	納入義務の免除・還付	14
3.	更正の請求	15
第5章	適正な申告納入のために	16
1.	納税管理人	16
2.	帳簿等の記載・保存	17
3.	調査	17
4.	更正・決定	17
5.	加算金	18
6.	延滞金	19
7.	不服申立て（審査請求）	19
8.	罰則・滞納処分	20
第6章	その他	22
1.	領収書等への表示	22
2.	電子申告	23
3.	特別徴収事務交付金	23
4.	各申告書等の記入例	25
5.	広報物	38
6.	申告書等の提出・お問い合わせ先	38

1. 宿泊税の目的

宿泊税は、観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、盛岡市が、宿泊施設の宿泊者に課税する地方税（法定外目的税）です。

2. 宿泊税の徴収

（1）特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、盛岡市内に所在する、旅館業の許可を受けて営業を行う施設（旅館・ホテル、簡易宿所）又は住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅（以下、「宿泊施設」といいます。）の宿泊者となりますが、盛岡市が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設の経営者等（特別徴収義務者）が宿泊税を徴収し、盛岡市へ申告と納入をしていただくこととなります。このような制度を「特別徴収制度」といいます。



※) 特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただく必要があります。

（2）特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者とは、宿泊税を徴収し、盛岡市に申告と納入を行う者をいい、宿泊施設の経営者がこれに当たります。一般的には、宿泊施設に関する旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）が該当します。

特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。ただし、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設の経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、盛岡市が特別徴収義務者として個別に指定することがあります。

2 宿泊税の仕組み

1. 宿泊税の手続きの流れ

① はじめに

- ・旅館業法の許可
- ・住宅宿泊事業法の届出



② 営業開始日が確定したら

- ・宿泊税特別徴収義務者申告書を以下の提出期限までに、盛岡市市民税課諸税係へ提出

営業開始日	提出期限
課税開始日(令和 8 年 10 月 1 日)の前日まで	課税開始日の前日まで
課税開始日(令和 8 年 10 月 1 日)以降	営業開始日の前日まで

→P 8

※) 盛岡市による指定を受けた特別徴収義務者は、当該指定を受けた日から 10 日以内に宿泊税特別徴収義務者申告書を盛岡市市民税課諸税係へ提出。



③ 宿泊行為があったら

- ・宿泊者から宿泊税を徴収

→P 3



④ 徴収した宿泊税は

- ・宿泊税納入申告書を盛岡市市民税課諸税係へ提出
- ・宿泊税納入書により金融機関等で納入

→P13

※) 申告と納入は、必ず期限内に行ってください。

2. 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊で、宿泊税を納める方（納税義務者）は宿泊者となります。

宿泊税は、盛岡市宿泊税条例の施行予定日（令和8年10月1日）以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

- ※)宿泊者の年齢にかかわらず、宿泊料金が発生する場合は課税対象となります。
- ※)令和8年10月1日のチェックイン又は宿泊分から宿泊税が課税されます。
- ※)令和8年9月30日以前からの連泊の場合、10月1日宿泊分から課税されます。
- ※)令和8年10月1日よりも前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。

（1）宿泊とは

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、旅館業法の許可が必要とされる宿泊や住宅宿泊事業の届出を原則として、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうか判断します。

【課税対象となる「宿泊」の判断基準】

- ①6時間以上かつ日をまたぐ利用行為であること
- ②①以外の場合で、宿泊施設と宿泊者との契約上宿泊としての取扱いであるもの

<参考>旅館業法の許可が必要な宿泊とは、以下の4項目をすべて満たすものをいいます。

- ・宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ・社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・継続反復性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合等）
- ・生活の本拠でない（使用期間が1か月未満、または使用期間が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

【宿泊税の判断例】

（例1）事前に宿泊契約をした上で、午前0時を超えてからチェックインした場合

（宿泊者の到着が遅れたため、チェックインした日が予定日の翌日になった場合）

⇒ その契約を宿泊契約として取り扱う場合は、課税対象となります。

ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しない場合は、課税対象となりません。

（例2）客室を日帰りで利用する（いわゆるデイユース）の場合

⇒ 日をまたぐ利用ではないため、課税対象となりません。

ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、課税対象となります。

(例3) 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒ 日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用を含む）があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

(例4) 実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルーム等）の場合

⇒ ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象となりません。

ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があつたとみなされる場合は、課税対象となります。この場合、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。

例) 定員5名の部屋を3日間確保した。その際の宿泊は下記のとおりであった。

	宿泊者数	料金	宿泊税
1日目	0人	60,000円（利用料金）	0円
2日目	5人	60,000円（宿泊料金）	200円×5人=1,000円
3日目	3人	60,000円（宿泊料金）	200円×3人=600円

→宿泊税合計 1,600円

※) 1日目は宿泊行為がないため、宿泊税は課税されません。

(例5) 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

⇒ 幼児、子ども、大人に関わらず宿泊税の課税対象となります。寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより宿泊料金が発生しない場合は、宿泊税は課税されません。

(例6) ウィークリーマンション等の場合

⇒ ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらない場合は、課税対象となります。

ただし、旅館業法に該当する宿泊の場合は、課税対象となります。

(例7) 「キャンセル」した場合

⇒ 「宿泊行為」がないため、課税対象となります。

※) 仮に宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトを運営している会社が「当該宿泊税分」を返金します。返金の方法については、宿泊施設運営会社との取り決めによります。

（2）宿泊者とは

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊した者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した方が宿泊税の納税義務者となります。

3. 税率

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、一律200円です。

※)宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

4. 宿泊料金の考え方

宿泊税の課税対象は、宿泊料金を伴う宿泊です。

この場合の宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額を言います。

なお、宿泊料金の算出基準については、以下のとおりです。

【宿泊料金とみなされるもの】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・清掃代
- ・寝具使用料
- ・入浴料
- ・寝衣料
- ・サービス料 等

【宿泊料金に含まれないもの】

以下については、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊税に係る宿泊料金とはみなされません。

- ・食事代
- ・遊興費
- ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
- ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
- ・宿泊予約サイト等の利用に係る事務手数料 等

【宿泊料金の判定例】

(例1) 幼児・子どもの宿泊料金

⇒ 幼児、子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されている（寝具使用料等が発生している）のであれば課税対象となります。寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより宿泊料金が発生しない場合は、課税対象なりません。

(例 2) 企画旅行、手配旅行における宿泊料金

- ⇒ 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている 1 人当たりの金額を宿泊料金とするため、宿泊税が課税となります。
- ⇒ 手配旅行については、旅行者と宿泊施設が契約した 1 人当たりの金額を宿泊料金とするため、宿泊税が課税となります。

(例 3) 宿泊施設による宿泊料金の割引・優待等があった場合における宿泊料金

- ⇒ 宿泊施設が宿泊者に対して割引、優待等により料金の割引を行った場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。割引後の宿泊料金が 0 円となる場合は、宿泊税は課税されません。ただし、宿泊施設以外のサービス（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合（いわゆる第三者割引）は、割引前の料金を宿泊料金とするため、宿泊税が課税となります。

(例 4) 補助金・助成金等があった場合における宿泊料金

- ⇒ 補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者から支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。この場合、宿泊者が支払うべき金額が 0 円であったとしても、宿泊料金は発生しているので、宿泊税は課税となります。
※）自治体が実施する旅行支援などが該当します。

(例 5) 連泊割引における宿泊料金

- ⇒ 連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。
連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。
- ⇒ 宿泊料金が無料となるような割引の仕方の場合は、無料となる日の宿泊は課税対象外となります。

例) 5 連泊したら内 1 泊分は無料など

通常料金 1 人 1 泊 5,000 円、5 日連泊で 1 泊分が無料となる場合

	宿泊料金	宿泊税
1 泊目	5,000 円	200 円
2 泊目	5,000 円	200 円
3 泊目	5,000 円	200 円
4 泊目	5,000 円	200 円
5 泊目	0 円	0 円

→宿泊税合計 800 円

ただし、連泊割引の結果、1泊分が実質的に無料になるような場合は宿泊日数分の宿泊税が課税となります。

例) 5連泊した際に、それぞれの割引された宿泊料金を合計すると1泊分が実質的に無料など通常料金1人1泊5,000円、5日連泊で1泊あたりの料金が2割引き(4,000円)となる場合

	宿泊料金	宿泊税
1泊目	4,000円	200円
2泊目	4,000円	200円
3泊目	4,000円	200円
4泊目	4,000円	200円
5泊目	4,000円	200円

→宿泊税合計 1,000円

(例6) 時間延長等があった場合における宿泊料金

⇒宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合は、当該延長料金を宿泊料金に含めません。

ただし、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合において、時間延長があったことで、日をまたぐ6時間以上の利用となった場合は宿泊に該当するため、宿泊税が課税されます。

5. 課税免除

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」(消費税法基本通達)に準じます。

○課税が免除される施設

消費税が免除される施設として、国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

○課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として、外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

※) 詳細は国税庁及び外務省のホームページをご確認ください。

【手続きについて】

課税免除の判定は、免税カードの提示により行ってください。

3

特別徴収義務者の申告・変更等

宿泊事業者の方（特別徴収義務者となる方）は、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等の際、次の手続きが必要となります。これは、盛岡市が宿泊税に係る事務の執行に当たり、特別徴収義務者及び宿泊施設の状況を把握しておく必要があることから、宿泊事業者に提出していただくものです。

- ※）令和8年10月1日時点（盛岡市宿泊税条例施行時）で既に宿泊事業を営んでいる方について、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出してください。
- ※）各手続きの書類は、盛岡市市民税課諸税係の窓口に提出してください。（郵送又はエルタックスを用いた電子申告による提出も可能です。）
- ※）各手続きは原則、宿泊施設ごと（許可、届出の施設ごと）に行ってください。

1. 特別徴収義務者の申告

新たに宿泊施設の営業を開始するため旅館業の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業の届出をした場合は、営業を開始しようとする日の前日までに、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出してください。

施設の許可等を受けた方と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合で、実質的経営者が特別徴収義務者となる場合は、当該経営者が開始の申告を行ってください。

【提出書類】

①宿泊税特別徴収義務者申告書 <記載例 P25>

※）申告者が個人の場合は、添付書類として、次の本人確認書類の提出が必要です。写しで構いません。

- ・マイナンバーカード（両面写）
 - ・通知カード（写）（記載された氏名・住所等が住民票と一致する場合に限る）及び本人であることが確認できる書類（運転免許証等）（写）
 - ・個人番号入り住民票（写）及び本人であることが確認できる書類（写）
- ②旅館業営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写）
- ③宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）

特別徴収義務者である法人に合併・分割が生じた場合で、承継法人が新規の申告を行う場合は、備考欄に合併・分割前の特別徴収義務者を記入してください。

また、相続による場合で、相続人が新規の申告を行う場合は、備考欄に相続前の特別徴収義務者を記入してください。（次項「特別徴収義務者の登録事項の変更」も参照してください。）

※）施設の実質的な経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合は①～③に加え、次の書類を添付してください。なお、宿泊税特別徴収義務者申告書は実質的な経営者が提出してください。

④実質的経営者である旨の申立書

⑤許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等（写）

⑥宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）（⑤の契約書面等で確認できる場合は不要）

※）共同経営者がいる場合は、その経営者全員の住所、氏名又は名称について記入してください。あわせて、役員会議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

※) 旅館業の許可申請中であるなど、経営開始日の前日までに前ページ②の許可証等を提出できない事情がある場合には、②の許可証等に代えて以下の書類を添付してください。

- ア 建物の登記事項証明書（写）
- イ （法人の場合）履歴事項証明書（写）
（個人の場合）住民票（写）

⇒旅館業の許可等を受けた後、速やかに②の許可証等の写しを提出してください。

2. 特別徴収義務者の申告事項の変更

「宿泊税特別徴収義務者申告書」の内容（代表者、施設名称等）に変更があった場合は、速やかに異動の届出を行ってください。

【提出書類】

〔特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地又は住所の変更等）の場合〕…AとB

〔施設に係る変更の場合〕…A、CまたはD

〔その他の変更〕…A、D

A…宿泊税特別徴収義務者異動届 <記載例 P27>

B…（法人の場合）履歴事項全部証明書（写）

（個人の場合）住民票（写）

C…旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）

D…変更の事実を確認できる書類等

ただし、次のいずれかの事由により特別徴収義務者に変更があったときは、異動の届出ではなく、「宿泊施設営業休止（再開・廃止）届」及び新たな特別徴収義務者による「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出してください。

- ・営業譲渡、相続又は贈与
- ・特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ・会社分割による別法人への業務の承継
- ・個人事業者から法人への変更
- ・法人の解散による個人事業者への変更
- ・その他上記に類する事由

3. 経営の休止・再開・廃止

宿泊施設の経営を1ヶ月以上休止する場合、事前に休止の届出を行ってください。

また、経営を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。なお、休止の日までに徴収すべき宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

宿泊施設の経営を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出を行ってください。なお、廃止までに徴収すべき宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

【提出書類】

[営業を休止する場合] …A、BまたはC

[営業を再開する場合] …A、D

[営業を廃止する場合] …A、B

A…宿泊施設営業休止（再開・廃止）届<記載例 P29>

B…旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写）

C…休止を確認できる書類（「休止のお知らせ」等）

D…旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）又は再開を確認できる書類（「再開のお知らせ」等）

4. 特別納税義務者の申告書等の提出方法

特別徴収義務者の申告・異動等に係る申告・届出は、盛岡市市民税課諸税係の窓口へ提出してください。
郵送による送付も可能です。

【登録・変更に係る申請書】

申告書等	要件	提出期限	備考
宿泊税特別徴収義務者申告書	新たに宿泊施設の営業を始める場合	営業開始の前日まで	添付書類は8ページを参照してください。
	実質的経営者を指定した場合	指定を受けた日から10日以内	
宿泊税特別徴収義務者異動届	申告書の申告事項に変更があった場合	変更があったとき	添付書類は9ページを参照してください。
宿泊施設営業休止（再開・廃止）届	営業を1か月以上休止しようとする場合	休止しようとするとき	添付書類は10ページを参照してください。
	営業を再開しようとする場合	再開しようとするとき	
	営業を廃止した場合	廃止した日から10日以内	

1. 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則、翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付の上、盛岡市市民税課諸税係へ提出してください。併せて、その税額を「宿泊税納入書」により最寄りの金融機関等で納入してください。

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、不申告加算金や滞納金が加算される場合がありますので、ご注意ください。

※) 月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

※) 12月の申告納入期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは次の平日）です。

※) 営業を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1ヶ月以内に申告納入してください。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3ヶ月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

【特例の承認を受けた場合の申告納入期限】

宿泊のあった月	本来の申告納入期限	特例の申告納入期限
3月分	4月末日	6月末日
4月分	5月末日	
5月分	6月末日	
6月分	7月末日	9月末日
7月分	8月末日	
8月分	9月末日	
9月分	10月末日	12月末日
10月分	11月末日	
11月分	12月末日	
12月分	1月末日	3月末日
1月分	2月末日	
2月分	3月末日	

※) 特例の適用を受けていても、営業を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1ヶ月以内に申告納入してください。

【適用開始月の注意点】

・特例承認後、適用開始月を記載した「宿泊税申告納入期限特例承認通知書」を送付します。承認通知書に特例適用開始月が記載してあります。

・適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

(例) 承認通知書の特例適用開始欄に「令和9年8月末に申告すべき宿泊税から」と記載されている場合
7月末申告（6月宿泊分）－7月末までに申告納入

8月末申告（7月宿泊分）－9月末までに2か月分を申告納入（特例）

9月末申告（8月宿泊分）一同上

○適用要件

- ①申請書の提出前12月間（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が120万円以下であること。
- ②申請書を提出する日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。
- ③過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ④対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ⑤対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと。
- ⑥特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

【条例施行前から営業する宿泊施設に対する経過措置】

条例施行前から営業する宿泊施設については、条例施行後1年間（令和9年9月30日まで）は、適用要件①、②、④、⑤を次の下線部のとおり、読み替えてください。

①申請書の提出前3ヶ月の納入すべき宿泊税が30万円以下であること。

⇒従って、令和8年度では、10～12月宿泊分の申告納入の実績に基づき特例の要件を確認し、特例申告が認められた場合は、3月宿泊分の申告納入期限が6月末日までとなります。（10～2月宿泊分については特例の適用はできません。）

②申請書を提出する日において、当該宿泊施設の営業を開始した日の属する月の末日から1年を経過していること。

④申請月の前3ヶ月において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。

⑤申請月の前3ヶ月において、市税の徴収金を滞納していないこと。

○申請方法

特例の適用を希望する場合は、「宿泊税申告納入期限特例承認申請書」<記載例 P36>を盛岡市市民税課諸税係に提出してください。

※) 申請書の審査には、2週間程度を要します。

※) 申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。

※) 適用を受けた方は、適用が取り消されない限り、次年度以降も継続となります。

○適用の承認

所定の審査の上、適用の承認又は不承認について決定して通知します。

なお、特例の適用については、承認通知書に記載された特例適用開始月からとなります。「宿泊税申告納入期限特例承認申請書」を提出していても、特例の適用開始月までは原則どおり毎月申告が必要となります。

すのでご注意ください。

○適用の取り消し

申告納入期限までに申告納入がないなど、年度の途中で特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、特例の適用を取り消します。

なお、特例の適用が取り消された場合は、「宿泊税申告納入期限特例承認取消通知書」により通知しますので、通知書に記載された月以降から毎月申告してください。

(3) 宿泊税納入申告書

申告期限までに「宿泊税納入申告書」<記載例 P31>に、宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊の総数及び宿泊税額、課税対象外となる宿泊数を記入し、提出してください。

また、「宿泊税納入申告書」には、宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」<記載例 P33>を添付してください。宿泊税月計表は記載事項が同様なものであれば任意の様式による提出も可能です。

※) 「宿泊税納入申告書」は、毎年3月頃に1年分をまとめてお送りします。

※) 電子申告を利用する方で、「宿泊税納入申告書」の送付が不要な方は、その旨をお申し出いただければ、翌年度から送付を中止します。

【提出方法】

以下のいずれかの方法で提出してください。

- ・エルタックスによる電子申告
- ・盛岡市市民税課諸税係の窓口に持参する。
- ・盛岡市市民税課諸税係に郵便又は信書便で郵送する。

※) 盛岡市市民税課諸税係に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印があれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

【注意点】

- ・申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出が必要です（月計表の添付は不要）。
- ・申告書は宿泊施設ごとに作成する必要があります。
- ・申告納入期限の特例が適用されている場合は、1枚の申告書に3ヶ月分の申告内容を記入してください。

(4) 宿泊税納入書

申告された宿泊税は、納入期限までに「納入書<記載例 P34>」により盛岡市に納入してください。納入は、盛岡市指定金融機関等、納税課、都南総合支所、玉山総合事務所、各支所、各出張所及びエルタックスの共通納税システムで行ってください。

※) ゆうちょ銀行での納入をご希望の場合は、専用の用紙を送付いたしますので、ご連絡ください。

※) 納入書は毎年3月頃に1年分まとめ、申告書と一緒にお送りします。

【注意点】

- ・1ヶ月分ごとに1枚作成してください（特例を適用している場合も同様）。
- ・納入書は宿泊施設ごとに作成してください。
- ・コンビニエンスストアでの納入及びスマートフォンアプリを利用した電子決済サービスには対応していません。
- ・合計欄の記入を誤ったものはご利用いただけません。

2. 納入義務の免除・還付

（1）納税義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取っていないなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には宿泊税を申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることができない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

納入義務の免除の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。

【納入義務の免除となる例】

- ・宿泊者や旅行業者が破産、整理等の法的手続に入り、支払不能となったため、宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

（2）還付

納入義務を免除した場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に市税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することができます。

（3）申請の手続き

納入義務の免除・還付を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに「宿泊税還付・納入義務免除申請書」に理由を明記し、「罹災証明、被害届等の申請する理由を証明する書類」を添付の上、盛岡市市民税課諸税係に申請してください。

3. 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求を行うことができます。

なお、更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内です。申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その特例納入期限から5年以内となります。

(2) 請求の手続き

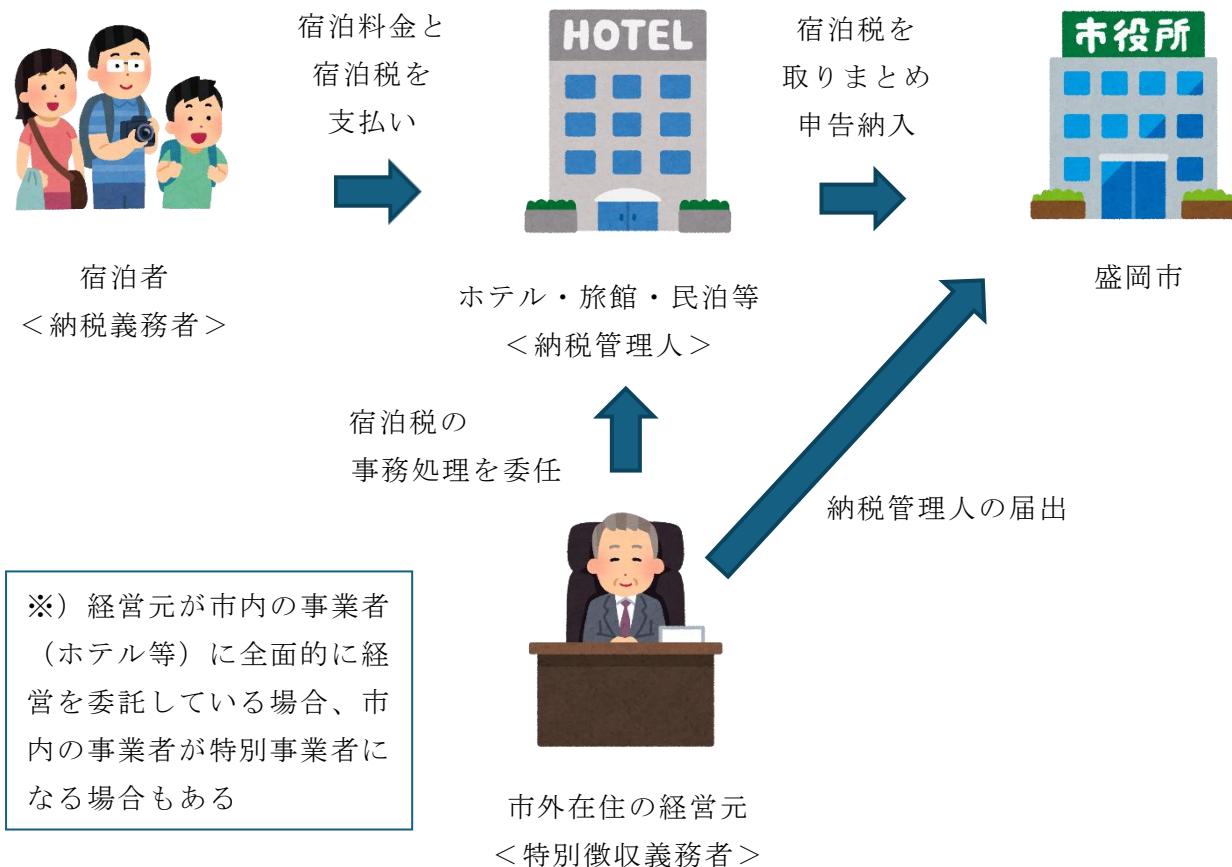
更正の請求は「宿泊税更正請求書」に理由を明記の上、盛岡市市民税課諸税係に提出してください。(エルタックスを用いて提出することも可能です。)

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を見せていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

5 適正な申告納入のために

1. 納税管理人

特別徴収義務者は、盛岡市内に住所及び事務所（以下「住所等」といいます。）を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人と定めて申告する必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。



（1）納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合は、納税管理人を定める必要が生じた日から 10 日以内に申告してください。ただし、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がないときがありますので、詳しくは盛岡市市民税課諸税係までお問い合わせください。

【提出書類】

- ①宿泊税納税管理人（変更・異動）申告・承認申請書
- ②納税管理人が法人の場合は履歴事項証明書、個人の場合は住民票（写しで構いません。）

(2) 納税管理人の異動

納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、その異動が生じた日から 10 日以内にその旨を申告してください。

【提出書類】

- ①宿泊税納税管理人（変更・異動）申告・承認申請書
- ②新たな納税管理人の住民票等の異動等が確認できる書類（写しで構いません。）

2. 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、盛岡市宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存（紙でも電子データでも可）しなければなりません。

(1) 帳簿の記載・保存

【記載事項】

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
なお、上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等）

【保存期間】

納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して 3 月を経過した日から 5 年間

(2) 書類の記載・保存

【記載事項】

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

【保存期間】

宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して 3 月を経過した日から 2 年間

3. 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、盛岡市の担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。その際は、適正かつ公平な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いします。

4. 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額

を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税更正（決定）通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

5. 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

項目	内容	加算金の割合	
加算金 過少申告	期限までに申告した税額が、実際の税額より少ないとするために、更正を受けたとき	不足税額×10%	不足税額が期限内申告額と50万円のいずれか大きい金額を超えるときは、その超える部分の税額×5%を加算
不申告 加算金	期限後に申告したとき、又は、期限までに申告しなかったため、決定を受けたとき	申告税額×15% 決定税額×15% ※1	申告、決定又は不足税額のうち50万円超300万円以下の部分は×20% 300万円超の部分は×30%
	期限後の申告又は決定について更正を受けたとき	不足税額×15% ※1	
	市の調査による更正又は決定を予知せずに、期限後に申告したとき	申告税額×5% ※2	
重加算金	不正な方法で税額を少なく計算したため、更正や決定を受けたとき	期限までに申告しているとき 申告していないとき、又は期限後に申告しているとき	不足税額×35% ※1 不足税額×40% ※1

※1 不申告加算金又は重加算金の加重措置

期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合、又はその申告の前年及び前々年が無申告で、不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合、又は課されるべきと認められる場合は、それぞれの割合に10%加算されます。

※2 不申告加算金の不適用

以下の要件をすべて満たす場合は、不申告加算金は課されません。ただし、不申告加算金が不適用となるのは、過去5年において、1回限りです。

- ・申告期限から1か月以内宿泊税納入申告書を提出している。
- ・納入期限内に納入すべき宿泊税を納入している。
- ・過去5年において、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていない。

6. 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、申告納入期限の翌日から納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

【延滞金の計算方法】

①納入期限の翌日から1か月を経過するまで

日数に応じて、税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、延滞金特例基準割合（※）が年7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合+1%となります。

※) 延滞金特例基準割合とは、「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合（平均貸付割合）」+1%の割合です。

②納入期限の翌日から1か月を経過した日以後

日数に応じて、税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

ただし、は延滞金特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は延滞金特例基準割合+7.3%となります。

③端数処理

延滞金の計算の基礎となる税額が、2,000円以上の場合には1,000円未満の端数金額を切り捨てます。その税額が2,000円未満の場合であるときは、延滞金はかかりません。

算出された延滞金額が、1,000円以上の場合には100円未満の端数金額を切り捨てます。その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

7. 不服申立て（審査請求）

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して文書により審査請求をすることができます。

（1）審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- ・税額の更正又は決定
- ・加算金の決定
- ・更正請求の否認
- ・特別徴収義務者の個別指定
- ・納入義務免除（還付）の決定
- ・申告納入期限の特例適用者の不承認・取消 等

(2) 手続き

審査請求書は、盛岡市HPの様式を参考にして、盛岡市市民税課諸税係を通じて提出してください。
電子メールやファクスは受付けておりませんので、必ず持参又は郵送してください。
なお、審査請求書に必要事項が記載されていない場合などは、補正を求める場合があります。

8. 罰則・滞納処分等

宿泊税に関する罰則や滞納処分については、盛岡市宿泊税条例や地方税法等に基づき取り扱います。

【罰則】

法令等	条項	内容	罰則	
			拘禁刑	罰金
盛岡市宿泊税条例	第13条	帳簿の記載義務違反等に関する罪	1年以下	50万円以下
地方税法	第21条	不納せん動に関する罪	3年以下	20万円以下
	第22条の2	虚偽の更正の請求に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の5	検査拒否等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	なし	30万円以下
	第733条の21	脱税等に関する罪	5年以下	100万円以下
	第733条の25	滞納処分に関する罪	3年以下	250万円以下
	第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下	50万円以下
	第733条の26の2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6月以下	50万円以下

【過料】

法令等	条項	内容	
宿泊税条例	第9条	納税管理人に係る不申告に関する過料	10万円以下

【滞納処分等】

法令等	条項	内容	率(※地方税法本則の規定)
地方税法	第733条の17	不足金額及びその延滞金の徴収	7.3%又は14.6%
	第733条の18	過少申告加算金及び不申告加算金	5~30%
	第733条の19	重加算金	35%又は40%
	第733条の20	納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7.3%又は14.6%
	第733条の24	滞納処分	—

1. 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。消費税の詳しい取扱いは、税務署へお問い合わせください。

【表示例1：客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合】

①合計の金額の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
○○様		
○号室		
人数 1人		
日付	項目	金額
○月○日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
		11,200円

○月○日
盛岡市○○○○
○○ホテル

印
紙

受取印

②宿泊税額を別に計上する場合

領収書		
○○様		
○号室		
人数 1人		
日付	項目	金額
○月○日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
		11,000円

上記のほか、**宿泊税200円**を領収しました。

○月○日
盛岡市○○○○
○○ホテル

印
紙

受取印

【表示例2：客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合】

日付	項目	金額
○月○日	客室料金	11,200円
		11,200円

上記金額には、消費税等1,000円及び宿泊税200円が含まれています。

○月○日
盛岡市○○○○
○○ホテル
印紙
受印

2. 電子申告

「地方税ポータルシステム（eLTAX）」による申告（電子申告）の手引きは別途公開予定です。

電子申告の利用を希望される場合は、利用届出（新規）を実施し、利用者IDおよび電子証明書を取得してください。詳細については、「地方税ポータルシステム（eLTAX）」のホームページをご覧ください。（<https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/>）

なお、他の税目の手続きすでに利用している場合は、同一の利用者IDおよび電子証明書を利用することができます。

3. 特別徴収事務交付金

（1） 交付の目的

特別徴収事務交付金は、宿泊税の申告納入に伴う特別徴収事務の負担を考慮し、併せて宿泊税に係る特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付金を交付します。

（2） 交付の対象

盛岡市で登録または指定されている宿泊税の特別徴収義務者で、宿泊税を納入期限までに申告納入している者

(3) 算定期間

前年度の4月～3月申告納入分(3月～2月宿泊分)

(4) 交付金の基準及び交付額

算定期間につき、納入期限までに申告納入された納入金額の合計額に下記の数字を乗じて得た額(100円未満切り捨て)を、施設毎に算定します。

	基準	交付額
1	納期内納入を行ったとき	納期内納入額×2.5%
2	1の基準を満たしているとき (課税開始から5年間)	納期内納入額×3.0%
3	1の場合で電子申告を行ったとき (課税開始から5年間)	納期内納入額×3.5%

(5) 申告方法

宿泊税特別徴収事務交付金口座登録依頼書を市民税課に提出してください。

※初年度に提出いただければ、毎年提出いただく必要はありません。提出時期につきましては、決まり次第お知らせします。

4. 各申告書等の記入方法

現在の様式は暫定的なものです。正式なものは決まり次第公開いたします。

(1) 宿泊税特別徴収義務者申告書

		1	令和●年●月●日
盛岡市長			
2		丁 020-8530 住 所 (所在地) 盛岡市内丸12番 2 号 氏 名 (名 称) 盛岡市株式会社 代表取締役 盛岡 太郎 個人番号 (法人番号) ●●●●●●●●●●●●●●●● 電話番号 019 (651) 4111	
宿泊税特別徴収義務者申告書			
宿泊税の特別徴収義務者として、盛岡市宿泊税条例第7条第1項の規定により、次のとおり申告します。			
宿泊施設	3	所在 地	盛岡市内丸12番 2 号 電話番号 019 (651) 4111
		名 称	盛岡市ホテル
	設備の概要	客室数 ●● 室	収容人数 ●● 人
		延床面積 ●●.● m ²	
旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出	4	營業開始 (予定) 日	令和●年●月●日
		住 所 (所在地)	盛岡市内丸12番 2 号 電話番号 019 (651) 4111
		氏 名 (名 称)	盛岡市株式会社 代表取締役 盛岡 太郎
		營業種別	ホテル • 旅館 • 簡易宿所 • 民泊
施設所有者	5	許可番号 (届出番号)	盛岡市指令●保生第●号
		住 所 (所在地)	電話番号 ()
		氏 名 (名 称)	
書類送付先	6	住 所 (所在地)	盛岡市津志田14地割37番地2 電話番号 019 (622) 6211
		氏 名 (名 称)	盛岡市株式会社 経理部
備考		7	

① 「提出年月日」 欄

申告書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

② 「申告者」 欄

特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は 法人番号、電話番号を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

実質的経営者である旨の申立をする場合は、申立者が記入してください。

③ 「宿泊施設」 欄

宿泊施設の所在地、電話番号、名称を記入してください。

「設備の概要」 欄には、客室数、収容人数、延床面積を記入してください。

「営業開始（予定）日」 欄には、施設の営業を開始する日（既に営業を開始している場合は、開始した日）を記入してください。

④ 「旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出」 欄

旅館業法の許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、氏名又は名称を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

「営業種別」 欄には、許可や届出をした種別を記入してください（○をつけてください）。

「許可番号（届出番号）」 欄には、旅館業法の場合は、営業許可証に記載されている番号を記入してください。住宅宿泊事業法の場合は、標識に記載されている届出番号を記入してください。

⑤ 「施設所有者」 欄

特別徴収義務者と施設所有者が異なる場合は、施設所有者の氏名と住所を記入してください。

⑥ 「書類送付先」 欄

関係書類（納入申告書等）を送付する際、「申告者」 欄の住所又は所在地、氏名又は名称とは異なる宛先への送付を希望する場合に記入してください。記入の際は担当部署名まで記入してください。また、直通電話番号があれば記入してください。

⑦ 「備考」 欄

その他、必要に応じて記入してください。

(2) 宿泊税特別徴収義務者異動届

1	令和●年●月●日	
2	盛岡市長	
(特別徴収義務者)		
住 所 (所在地)	〒 020-8530 盛岡市内丸12番2号	
氏 名 (名 称)	盛岡市株式会社 代表取締役 盛岡 太郎	
個人番号 (法人番号)	●●●●●●●●●●●●●●●●●●	
電話番号	019 (651) 4111	
宿泊税特別徴収義務者異動届		
宿泊税の特別徴収義務者の申告事項の変更について、盛岡市宿泊税条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
3	所在 地	盛岡市内丸12番2号
宿 泊 施 設	名 称	盛岡市ホテル
	施設番号	●●●●●
4	変 更 日	R●.●.●
5	変 更 項 目	特別徴収義務者・施設・旅館業法等の許可等・施設所有者 書類送付先 その他 () 施設名称)
6	変 更 前	変 更 後
変 更 内 容	盛岡市ホテル	盛岡市内丸ホテル

① 「提出年月日」 欄

申告書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

② 「申告者」 欄

特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、電話番号を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

実質的経営者である旨の申立をする場合は、申立者が記入してください。

③ 「宿泊施設」 欄

宿泊施設の所在地、名称を記入してください。

「施設番号」 欄には盛岡市から宿泊施設ごとに割り当てられた施設番号を記入してください。

④ 「変更日」 欄

登録事項に変更が生じた年月日を記入してください。

⑤ 「変更項目」 欄

該当する項目に○を付けてください。該当する項目がない場合は「その他」をチェックし、カッコ内に記入してください。

⑥ 「変更内容」 欄

変更内容を具体的に記入してください。

(3) 宿泊施設営業休止（再開・廃止）届

1	令和●年●月●日	
盛岡市長	2	
(特別徴収義務者)		
住 所 (所在地)	〒	020-8530
盛岡市内丸12番2号		
氏 名 (名 称)	盛岡市株式会社 代表取締役 盛岡 太郎	
個人番号 (法人番号)	●●●●●●●●●●●●●●●●●●	
電話番号	019 (651) 4111	
宿泊施設営業休止（再開・廃止）届		
宿泊施設の営業の休止、再開又は廃止について、盛岡市宿泊税条例第7条第3項から第5項の規定により、次のとおり届け出ます。		
3	所在 地	盛岡市内丸12番2号
宿 泊 施 設	名 称	盛岡市ホテル
	施設番号	●●●●●
申 告 区 分 4	<input checked="" type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 廃止	
休 止 期 間 5	R●.●.●～R●.●.●	
再開又は廃止の日 6		
7	休止又は廃止の理由 施設の改装工事のため。	

① 「提出年月日」 欄

申告書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

② 「申告者」 欄

特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、電話番号を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

実質的経営者である旨の申立をする場合は、申立者が記入してください。

③ 「宿泊施設」 欄

宿泊施設の所在地、名称を記入してください。

「施設番号」 欄には盛岡市から宿泊施設ごとに割り当てられた施設番号を記入してください。

④ 「申告区分」 欄

該当する区分に□を付けてください。

⑤ 「休止期間」 欄

「④申告区分」の区分が休止の場合、休止期間を記入してください。休止期間が未定の場合は休止の開始日のみ記入してください。

⑥ 「再開又は廃止の日」 欄

「④申告区分」の区分が再開または廃止の場合、その日付を記入してください。

⑦ 「休止又は廃止の理由」 欄

休止又は廃止の理由を記入してください。

(4) 宿泊税納入申告書及び宿泊税月計表

○宿泊税納入申告書

1

令和●年●月●日

盛岡市長

2

住 所 (所在地) 〒 020-8530
盛岡市内丸12番2号
氏 名 (名 称) 盛岡市株式会社 代表取締役 盛岡 太郎
個人番号 (法人番号) ●●●●●●●●●●●●●●●●
電話番号 019 (651) 4111

宿泊税納入申告書

宿泊税の納入について、盛岡市宿泊税条例第10条第1項の規定により、次のとおり申告しま

宿泊施設	所在 地	盛岡市内丸12番2号		
	名 称	盛岡市ホテル		
	電話番号	019 (651) 4111	施設番号	●●●●●
令和8年 10月分	区 分	宿泊数 ①	税率 ②	税額 ③ (①×②)
	課税対象	4 470 泊	200円	5 94,000 円
※ 年 月分	区 分	宿泊数 ④	税率 ②	税額 ⑤ (④×②)
	課税対象	泊	200円	円
	課税対象外	泊		
※ 年 月分	区 分	宿泊数 ⑥	税率 ②	税額 ⑦ (⑥×②)
	課税対象	泊	200円	円
	課税対象外	泊		
1 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された宿泊税月計表等を添付してください。 2 納付すべき金額が0円の場合でも申告書の提出が必要です。 3 ※印の表は納期特例の場合のみ使用してください。				
税額計 ⑧(③+⑤+⑦) 7 94,000 円				

① 「提出年月日」 欄

申告書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

② 「申告者」 欄

特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、電話番号を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

実質的経営者である旨の申立をする場合は、申立者が記入してください。

③ 「宿泊施設」 欄

宿泊施設の所在地、名称、電話番号を記入してください。

「施設番号」 欄には盛岡市から宿泊施設ごとに割り当てられた施設番号を記入してください。

④ 「課税対象」 欄

課税対象となる宿泊数を記入してください。

⑤ 「税額」 欄

課税対象の宿泊数に税率（200 円）を乗じた税額を記入してください。

⑥ 「課税対象外」 欄

課税対象外となる宿泊数を記入してください。課税対象外となる宿泊とは以下を指します。

- ・宿泊施設の取り扱いにより宿泊料金がかからなかった宿泊
- ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊（課税免除）

⑦ 「合計金額」 欄

各月の税額の欄の合計金額を記入してください。

○宿泊税月計表

宿泊税月計表					
1	宿泊施設名		盛岡市内丸12番2号		施設番号
日付	令和 8年 10月	※ 令和 年 月	※ 令和 年 月		
	課税宿泊数	課税対象外	課税宿泊数	課税対象外	課税宿泊数
1	2	12	3		
2		15			
3		26			
4		20			
5		11			
6		9			
7		7			
8		8			
9		16			
10		29			
11		28			
12		19			
13		6			
14		11			
15		12			
16		20			
17		25			
18		19			
19		12			
20		7			
21		8			
22		9			
23		14			
24		26			
25		21			
26		13			
27		7			
28		9			
29		12			
30		16			
31		23			
計	470				

① 「宿泊施設名」 欄

宿泊施設の名称、施設番号を記入してください。

② 「課税宿泊数」 欄

1日ごとの課税宿泊数を記入してください

③ 「免税宿泊数」 欄

課税対象外（課税免除）となる宿泊数を記入してください。

(5) 宿泊税納入書

市町村コード 032018 岩手県 盛岡市	宿泊税領収証書												
会計名 一般会計	税目名 ○宿泊税												
特別徴収義務者 住所又は所在地 盛岡市内丸12番2号													
氏名又は名称 盛岡市株式会社 代表取締役 盛岡 太郎 様													
2 徴収年及び月 令和 8 年 10 月分	指定番号 ○○○○○												
3 申告区分													
申告	修正	更正	決定	その他									
納入税額 01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
				4		9	4	0	0	0			
督促手数料 02													
延滞金 03													
合計額 04					5	9	4	0	0	0			
納期限 徴収した月の翌月末日	領 收 日 付 印												
上記のとおり領収しました（納入者保管） ○この納入書は、3枚1組となっております ので、切り離さずに提出してください。													

納入書は、横3連となっています。全てに同じ内容を記入し、切り離さずに金融機関の窓口等にお持ちください。

① 「特別徴収義務者」 欄

特別徴収義務者の住所、氏名または名称を記入してください。

② 「徴収年及び月」 欄

宿泊税を徴収した年及び月を記入してください。

③ 「申告区分」 欄

申告区分に○を付けてください。

④ 「納入税額」 欄

納入すべき宿泊税額を右づめで記入してください。なお、この税額は、宿泊税納入申告書の「課税対象」の欄と一致させてください。

⑤ 「合計額」 欄

金額の合計を右づめで記入してください。

(6) 宿泊税申告納入期限特例承認申請書

1

令和●年●月●日

盛岡市長

2

〒

020-8530

住 所 (所在地)

盛岡市内丸12番2号

氏 名 (名 称)

盛岡市株式会社 代表取締役 盛岡 太郎

個人番号 (法人番号)

●●●●●●●●●●●●●●●●

電話番号

019 (651) 4111

宿泊税申告納入期限特例承認申請書

宿泊税の申告納入の期限の特例について、盛岡市宿泊税条例第10条第2項の規定により、次とおり申請します。

3	所在地	盛岡市内丸12番2号
宿泊施設	名称	盛岡市ホテル
	施設番号	●●●●●
対象期間	4	令和●年●月1日～令和●年●月●日まで
対象期間の宿泊税の納入すべき金額	5	●円
取消の有無	6	有 (年 月 日) ・ 無
過少申告加算金等の決定の有無	7	有 (年 月 日) ・ 無
市税の徴収金の滞納なし	8	有 ・ 無
備考	9	

① 「提出年月日」 欄

申告書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

② 「申告者」 欄

特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、電話番号を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

③ 「宿泊施設」 欄

宿泊施設の所在地、名称を記入してください。「施設番号」 欄には盛岡市から宿泊施設ごとに割り当てられた施設番号を記入してください。

④ 「対象期間」 欄

この申請書を提出する日の属する月の 12 か月間 (R9.9.30 までの間は 3 か月間) を記入してください。

⑤ 「対象期間の宿泊税の納入すべき金額」 欄

対象期間において、納入すべき宿泊税の合計額を記入してください。

上記の金額が 120 万円 (R9.9.30 までの間は 30 万円) を超える場合は、特例の承認を受けることはできません。

⑥ 「取消の有無」 欄

過去に盛岡市宿泊税条例第 10 条第 3 項の規定に基づく申告納入期限の特例の適用の取消しを受けている場合は「有」に○をつけ、取消年月を記入してください。

過去に適用の取消しを受けていない場合は、「無」に○をつけてください。

取消しの日から 1 年を経過していない場合は、特例の承認を受けることはできません。

⑦ 「過少申告加算金等の決定の有無」 欄

対象期間において、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けた場合は、「有」に○をつけ、決定年月を記入してください。受けていない場合は、「無」に○をつけてください。

この期間に加算金の決定を受けている場合は、特例の承認を受けることはできません。

⑧ 「市税の徴収金の滞納なし」 欄

対象期間において、市税（宿泊税に限りません）の滞納がある場合は「有」に、無い場合は「無」に○をつけてください。

この期間に市税の滞納があった場合は、特例の承認を受けることはできません。

⑨ 「その他」 欄

その他、必要に応じて記入してください。

5. 広報物

宿泊客の皆様への周知用に宿泊税に係るチラシ、リーフレット等の広報物の作成を予定しております。完成次第お知らせいたします。

※) 日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タイ語に対応予定です。

6. 申請書等の提出・お問い合わせ先

盛岡市財政部市民税課諸税係宿泊税担当

〒020-8530 盛岡市内丸12番1号（盛岡市役所本庁舎2階）

TEL 019-613-8499

FAX 019-613-7583

メール siminzei@city.morioka.iwate.jp

ホームページ (<https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/zeikin/1054638/index.html>)